

医療法人健秀会介護老人保健施設なでしこ 施設サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は医療法人健秀会が開設する介護老人保健施設『なでしこ』(以下「施設」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適切な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 1 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 2 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその身元引受人の了解を得ることとする。
 - 7 当施設は介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 名 称 | 介護老人保健施設 なでしこ |
| (2) 開設年月日 | 平成17年4月 1 日 |
| (3) 所 在 地 | 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5850 |
| (4) 電 話 番 号 | 0494-25-7200 FAX 番号 0494-25-7201 |
| (5) 定 員 | 入所定員100人 |
| (6) 管 理 者 | 荒船 丈一 |
| (7) 事業所コード | 1154880027 |

(従業者の職種、員数)

第4条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | | |
|------|-------------|-----------------|---------|
| (1) | 管 理 者 | | 1 名 |
| (2) | 医 師 | 常勤 | 1名以上 |
| (3) | 薬 剤 師 | | 0. 3名以上 |
| (4) | 看 護 職 員 | 常勤 | 10名以上 |
| (5) | 介 護 職 員 | 常勤 | 25名以上 |
| (6) | 支 援 相 談 員 | 常勤 | 1名以上 |
| (7) | 理学療法士・作業療法士 | | |
| | ・ 理 学 療 法 士 | 常勤 | 1 名以上 |
| | ・ 作 業 療 法 士 | 常勤 | 1 名以上 |
| (8) | 管 理 栄 養 士 | 常勤 | 1 名以上 |
| (9) | 介護支援専門員 | 常勤 | 1 名以上 |
| (10) | 事 務 職 員 | 常勤 | 1 名以上 |
| (11) | 調 理 員 | 給食提供に支障ない適宜な人員数 | |

(従業員の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりである

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導、病状や心身状態に応じた看護のほか投薬、医療行為や利用者の施設サービス計画書に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の心身状況等に応じ、入浴、給食等の介護及び援助を行うほか、施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士は利用者ごとに解決すべき課題の把握を適切に行い改善に係る目標を設定し、医師や看護師等の職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成又は施設サービス計画書内に作成するとともに、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
- (8) 管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。
また、利用者の栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、施設サービスの計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、必要な事務を行う。
- (11) 調理員は、給食の調理を行う。(専門業者業務委託)

(介護老人保健施設サービス内容)

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 入所の対象者は、あらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護、介護並びに機能訓練、また栄養管理、栄養ケア・マネジメントや口腔衛生の管理が必要と認められた者とする。
- 2 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 入所者の心身状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。
 - イ 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況、利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
 - ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明並びに交付を行う。
 - エ 入所者や他の入所者に生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染の発生予防に細心の注意を払う。
 - カ 入所者の心身状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションの提供に伴い、利用者ごとに解決すべき課題の把握を適切に行い改善に係る目標を設定し、医師や看護師等の職種と共同してリハビリテーション実施計画書の作成を行い、生活機能の維持、改善の視点から評価し、要介護者の改善や悪化防止に努めるものとする。
 - ク 入所者の身体状況、栄養、嚥下、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
また、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
 - ケ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し必要な援助を行う。
 - コ 医学的知見に基づき回復の見込みがない場合、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら人格を尊重した看取りができるよう支援を行う。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 1 介護支援専門員は、入所者の能力、その置かれている環境等を踏まえて入所者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、入所者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護老人保健施設の料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割・2割・3割の額とする。

1 居住費・食費として次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費(1日あたり) 1,950円(朝 500円・昼 750円・夕 700円)

(2) 居住費(療養室の利用費) 1日あたり 570円

(3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

(2) 理美容代 1回 2,500円

(3) その他レクリエーション等に係る費用 教養娯楽費 1日 220円・日用生活品費 1日 160円

(4) 個人でテレビを持ち込むまたはレンタルをした場合 1日 170円(電気代を含む)

(5) 電気製品を持ち込み使用した場合 1日 110円(医療目的以外の電気毛布等)

(6) 私物の衣類を失禁等で汚した場合に、施設で洗濯する費用 1回 30円

(7) 診断書、証明書等の文書作成にかかわる費用 1通 2,100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急時やむを得なく身体拘束を行い場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急時やむを得なかった理由を診療録に記載する。

1 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための勉強会及び、施設内研修を年に2回実施する。

(虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行う事ができるものとする。)を年に2回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための勉強会及び、施設内研修を年に2回実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護につとめるとともに、3ヶ月1度を目安に褥瘡対策委員会を開催し、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。また、勉強会及び、施設内研修を年に2回実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 2 当施設は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(生産性向上推進体制加算等)

第13条 当施設は利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3ヶ月に1回以上開催し、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う。

- 1 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提出(オンラインによる提出)を行う。

(非常災害対策)

第14条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消化・通報・避難)……年に2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 離床者を含めた総合避難訓練……年に1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加がえられるよう連携に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止の指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 1 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医師医療機関又は、他の専門的期間での診療を依頼する。
- 2 事故発生の防止の指針の委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を3ヶ月に1回実施し、年に2回の勉強会を行う。
- 3 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第16条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。含むにあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を存置して親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 1 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者。その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第18条 当施設の職員に就業に関する事項は、別に定める『医療法人健秀会』の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 当施設職員は、当施設が行う年に1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 1 感染症が発生し又は、まん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)をおおむね月に1度以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 2 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

第21条 介護老人保健施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切にするため、その都度苦情対策委員会を開催し、必要な措置を講じるものとする。

- 1 提供した介護老人保健施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行い調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 2 提供した介護保健施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した介護保健施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事。その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(カスタマーハラスメントに対する対応)

第22条

- 1 本事業所は、利用者又はその身元引受人等より、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、当施設職員の就業環境を害する恐れのある行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)について、安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定するカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。
 - (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や執拗な要望・クレーム
 - (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- 3 本事業所は、当施設職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- 4 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
- 5 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められたときは、サービス提供方法の見直し、その他必要な措置について、利用者又は身元引受人等と協議を行う事がある。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(サービス利用にあたって留意事項)

第24条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 2 けんか、口論、中傷、その他、他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- 3 ペットの持ち込み、営利行為、宗教勧誘は禁止する。
- 4 第6条に基づき、利用者の心身の状況に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、特段の事情がない限り、食事内容の管理・決定できる権限を委任すること。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回以上
- 3 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人健秀会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定める者とする。

附則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月18日より変更し施行する。

この規定は、平成17年10月1日より変更し施行する。

この規定は、平成18年4月1日より変更し施行する。

この規定は、平成18年11月15日より変更し施行する。

この規定は、平成20年7月1日より変更し施行する。

この規定は、平成21年4月1日より変更し施行する。

この規定は、平成24年4月1日より変更し施行する。

この規定は、平成26年4月1日より変更し施行する。

この規定は、令和1年11月1日より変更し施行する。

この規定は、令和3年6月1日より変更し施行する。

この規定は、令和5年1月1日より変更し施行する。

この規定は、令和5年11月1日より変更し施行する。

この規定は、令和6年4月1日より変更し施行する。

この規定は、令和8年1月1日より変更し施行する。

この規定は 令和8年10月1日より変更し施行する。